

第4回瑞穂町地域公共交通会議

1. 開催概要

日 時：令和3年2月4日（木）10：00～10：30

会 場：瑞穂町役場 4階 全員協議会室

出席者：16人

No	所属	役職	委員氏名
1	瑞穂町	副町長	栗原 裕之 ★
2	日本大学 理工学部 土木工学科	教授	大沢 昌玄 ☆
3	瑞穂町寿クラブ連合会	会長	中村 憲一
4	特定非営利活動法人みずほまち精神保健福祉会 地域活動支援センターひまわり	施設長	大屋 敬則
5	公募（町内在住）		小暮 彰
6	公募（町内在住）		徳永 道子
7	立川バス株式会社	運輸計画部計画課長	佐藤 祐浩
8	西武バス株式会社	計画部計画課長	新井 淳一
9	東京都交通局	自動車部計画課長	島崎 健一
10	横川観光株式会社	代表取締役社長	山口 和彦
11	武州交通興業株式会社	事業部部長	濱田 興紀
12	一般社団法人東京バス協会	乗合業務部長	依田 修 ※欠席
13	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局	運輸企画専門官	堀越 千秋 代理：藤本 義章
14	立川バス労働組合	執行委員長	土岐 雅人
15	国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所	計画課長	内山 淳二 代理：富澤 敦
16	東京都 西多摩建設事務所	管理課長	高橋 一広
17	福生警察署	交通課長	大成 浩司 代理：上本 政宏

★：会長 ☆：副会長

傍聴人：9人

次 第

1 開会

2 議事

(1) コミュニティバス運行に向けた運行計画

(2) 運賃・割引制度等について

(3) その他

3 閉会

2. 議事録

- (1) コミュニティバス運行に向けた運行計画
- (2) 運賃・割引制度等について

【委員】

資料の6ページのその他でコミュニティバスの体験乗車期間が2週間から1箇月程度とあるが、これはどのように町民にお知らせし、人選をするのか教えていただきたい。

【事務局】

住民の方への周知方法としては、広報誌及びホームページ、ケーブルテレビ、メール配信等あらゆる手段を尽くして、周知していきたいと考えている。人選については、特に人を選ぶわけではなく、利用したい方に対しては、無料をご利用いただけるようにしたいと考えている。

【委員】

資料の6ページの料金について、障がいの方への割引が半額ということで示されているが、定期券の金額については、一般の方と同じ算出方法になるのか、それとも定期券についても割引制度が発生するのか確認したい。また、障がいの方や介護の方などの特定の方への割引はあるが、非課税の方や収入所得が低い方への配慮は検討されるかお聞きしたい。

【事務局】

障がいの方への定期券の運賃については、民間の路線バスや都営バスにならって、販売を考えている。また、低所得の方や生活に困窮されている方への割引については、検討したいと思う。

【委員】

資料の6ページの定期券について、例えば、瑞穂農芸高校等の学生へ定期券を販売するときに学校に出向いてニーズを確保する方法もあると思うが、販売場所などはどう考えているか。また、同じく6ページのその他について、利便性を「住民」に体験してもらおうとあるが、「住民」と限定すると学生など瑞穂町民以外の方々の利用が曖昧になってしまうが、どう考えているか。

【事務局】

定期券の販売場所については、運行事業者等が決定しないと協議ができないため、未定である。販売場所が決まり次第、ご報告させていただく。また、コミュニティバスの体験については、委員のご指摘のとおり、町内に通勤や通学される方もいるため、その方々の利用も見込んでいる。周知をする際には、誤解を招かないように表現する。

【委員】

無料運行実施期間を2週間～1箇月程度としているが、長いように感じる。具体的にどのくらいの期間を見込んでいるのか。

【事務局】

期間については、運行事業者が決定した際に、相談させていただきながら、町の財政負担を考慮して決定したいと考えている。決定次第、ご報告させていただく。

【委員】

一般の住民の方に広く周知活動を行わなければいけないと思う。広報みずほ11月号でバスについて周知していただいたが、知っている限り半分の人には認知していないと思う。広報誌の中に記事を入れる際には、紙の質を変えるなど、わかりやすいように工夫をしていただきたい。

【事務局】

その記事は、広報誌の一部として配布しているため、広報誌と同じ上質な紙を使用していた。財政的な話になるが、チラシを単独で作成し、広報誌に差し込みをする場合、その差し込み作業によって、料金も追加で発生してしまう。そのため、広報誌の1ページとして配布させていただいた。ご指摘のとおり、目立たず分かりづらいものだったため、色を変えたり、帯を付けたりするなどの工夫を検討しながら改善していきたいと思う。

【委員】

資料4ページの運行ルートの中で、休日はジョイフルホンダの敷地内に入らないとあるが、平日に敷地内まで入ることが必要なのか教えていただきたい。

【事務局】

町内の大型商業施設へのアクセスを考えると、平日だけでも敷地内での停車を考えている。コミュニティバスは買物の足としても利用していただきたい。高齢者の方が買物をするときに、なるべく施設の出入口付近での乗降を可能にしたいと考えている。運行事業者が決定した際に、詳細を詰めていきたいと考えている。

【副会長】

資料の6ページの回数券について、使用期限が決まっているのか。一般では3か月以内や払戻しができる、できないなど決められていることが多く、詳細なルールを作らなければいけないと思う。回数券の取扱いについて、ルールなどが決まっていれば教えていただきたい。また、決まっていないうであれば、詳細にルールを検討した方がよいと考える。

【事務局】

期限については、一定期間を設けないといけないと考えているが、具体的な期限については、近隣自治体や民間の路線バス等の状況を見て、検討していく。払戻しについても手数料をいただくようなかたちで払戻しを検討しているが、詳細については検討していきたいと思う。